

公募型見積合わせの執行について

令和 8 年 2 月 5 日

大阪市東成区長 春木 卓伸

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1. 見積合わせに付する事項	
(1) 案件名称	東成区役所古紙等売却単価契約
(2) 数量・特質	別紙「仕様書」のとおり
(3) 納入期限または履行期限	別紙「仕様書」のとおり
(4) 納入場所または履行場所	別紙「仕様書」のとおり
2. 日程及び場所	
(1) 見積書提出期間	令和 8 年 2 月 5 日 木曜日～令和 8 年 2 月 20 日 金曜日 午後 5 時 30 分まで
(2) 参加資格審査資料等提出期間	※本案件は参加資格審査資料の提出はありません。
(3) 仕様書に関する質問期間及び質問方法	令和 8 年 2 月 5 日 木曜日～令和 8 年 2 月 12 日 木曜日 午後 5 時 30 分まで 仕様書に関する質問については、書面により行うこと。(様式は問わない。) FAX : 06-6972-2732 メールアドレス : tn0001@city.osaka.lg.jp ※メールの件名には、本案件名称を記載すること。
(4) 質問回答方法	質問の回答は、令和 8 年 2 月 16 日 月曜日までに東成区役所ホームページ上にて行う。
(5) 申込場所	東成区役所 3 階 32 番窓口 総務課 ※提出は、持参または郵送により行うこと。
(6) 契約相手方通知日	令和 8 年 2 月 24 日 火曜日までに「5. 事業担当」より電話にて連絡する。
3. 参加資格	
(1) 大阪市の令和 7 ・ 8 ・ 9 年度の物品売扱入札参加承認を受けていること。 (2) 大阪府登録廃棄物再生事業者名簿に登録していること。 (3) 入札参加申出時において、大阪市入札参加停止措置要綱に基づく措置停止を受けていないこと。 (4) 大阪市契約関係暴力団除外措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。	
4. 参加申し込み等	
(1) 申込書類	(ア) 物品買受見積書 (イ) 大阪市「令和 7 ・ 8 ・ 9 年度物品売扱入札参加承認証」の写し (ウ) 廃棄物再生事業者登録証明書(古紙)の写し ※(ア) 物品買受見積書に仕様書・図面を添付、割印し、申込書類(イ)～(ウ)を長形 3 号封筒に同封したうえで巻封すること。
(2) 申込書類の配布場所	(ア) については、東成区役所ホームページにて配布
5. 事業担当(仕様書の内容に関する質問先)	
東成区役所 総務課	〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4 東成区役所 3 階 担当者名: 池田・南・永富

	電話番号：06-6977-9625
6. 契約担当(公募型見積合わせの制度等に関する質問先)	
東成区役所 総務課	〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4 東成区役所 3 階 担当者名：東本・奥山 電話番号：06-6977-9034
7. その他事項	
<p>(1) 業者の決定に際しては、価格合計が予定価格以上で、かつ売扱物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格で有効な見積を行った者を決定者とする。</p> <p>(2) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(3) 大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは契約保証金を免除する。</p> <p>(4) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効にする。</p> <p>(5) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(6) 決定後、同ホームページに掲載している誓約書を記入し、「5. 事業担当」へ提出すること。</p> <p>(7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。</p> <p>(8) 提出した見積書は、書換え、引換え、又は撤回することはできないが、見積書提出期限内に見積書錯誤無効届を提出し、本市職員が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができます。</p> <p>(9) 提出された見積書に記載の見積金額及び見積参加事業者名等については公表することができる。</p>	